

# 設計概要書

特別養護老人ホーム光来園

## 1 設計対象工事名称

- ・特別養護老人ホーム光来園改築工事

## 2 コンセプト

『笑顔あふれる安心安全の生活空間』

- ・心穏やかで暮らしやすい空間
- ・災害に強く安心して生活できる空間
- ・感染症予防、まん延を防止する衛生的な空間
- ・地域とふれあい交流しやすい空間
- ・職員に笑顔あふれる働きやすい空間

## 3 基本的事項

◆法令を遵守し厚生労働省及び関係諸官庁の基準、通達に沿った施設整備を行う。

以下参考

- ・「愛媛県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」  
(令和3年3月26日愛媛県条例第28号)
- ・「愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」(令和3年3月26日愛媛県条例第25号) など

◆明るく家庭的な雰囲気のある居住空間と、心穏やかにのんびりと生活できる居場所を創設する。

◆入所者一人ひとりの心身の状態に寄り添う「個別ケア」が提供できる環境であり、かつ、将来的に「ユニットケア」への転換にも柔軟に対応できる配置とする。

◆入所者や職員の動線に配慮した配置とする。

◆周辺環境と調和を図るとともに、日照・通風の確保及び騒音等の防止策を行う。

また、近隣住民の方々に対し、眺望の妨害、見下ろしによる威圧感やプライバシー侵害の防止を図る。

◆地震・津波・風水害及び火災等の災害に対する安全性や有効な避難経路等を確保するとともに、福祉避難所としての機能を有する施設とする。

◆大雨等での浸水被害の軽減を図る。特に、入所者の居住空間には被害が及ばない配置とする。

◆感染症予防及びまん延防止対策を施した施設とする。

◆地域と利用者間の相互交流が促進され、多様な活動が生まれる地域交流スペースを有する施設とする。

- ◆職員がリフレッシュできる休憩場所等の設置など、働きやすさが促進され職員が定着する職場環境とする。
- ◆職場環境の改善や人材確保の観点から、介護記録や施設内での情報共有、介護業務の効率化につながるICT化を推進する。
- ◆内部は可能な限り木質化を図り、県産材の積極的な活用を行う。
- ◆新施設完成後、現施設は解体撤去し駐車場等の整備を行う予定であり、デイサービス施設は令和3年度末で廃止し解体撤去予定であることを踏まえ、敷地の有効活用を行う。

#### 4 施設概要

施設定員 134名（特別養護老人ホーム130名、老人短期入所施設4名）

ユニット数 22名または23名を1グループとして、1ユニットに2グループとする。  
2グループで構成される1ユニットは同一階とする。  
施設全体で3ユニットとする。

居室定員 1グループの2人部屋を6室とし、残りを個室とする。

居室配置例

ユニット	グループ	定員	部屋種別
ユニット1	グループ1	22名	2人部屋6室、個室10室
	グループ2	23名	2人部屋6室、個室11室
ユニット2	グループ3	22名	2人部屋6室、個室10室
	グループ4	23名	2人部屋6室、個室11室
ユニット3	グループ5	22名	2人部屋6室、個室10室
	グループ6	22名	2人部屋6室、個室10室

計画敷地の面積 3,900㎡程度の範囲内

※ただし、旧施設等を解体撤去した敷地を利用し分割施工する、いわゆる順次建替の提案も可とする。

計画施設の概要 RC造 2階建または3階建または4階建（概ね7,000㎡）

予定工事費 約2,540,000千円（税別）

上記金額は建設工事費のみで、特殊基礎工事が必要な場合や旧施設解体撤去工事費、外構工事費は含まない。

#### 5 計画所要室

居室

- ・個室13㎡以上、2人部屋26㎡以上

(入所者一人あたりの床面積は内法測定 10.65 m<sup>2</sup>以上、収納設備等を除き内法測定 4.95 m<sup>2</sup>以上)

※将来的に「ユニットケア」への転換も想定しているため、この場合のユニット型個室の床面積は内法測定 10.65 m<sup>2</sup>以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く）とする。

#### 静養室

- ・各ユニットの介護看護職員室に隣接して配置する。各ユニットに1室（20 m<sup>2</sup>程度）

#### 浴室

- ・座式入浴介助機器1 各ユニットに1室（15 m<sup>2</sup>程度）
- ・個人浴槽1 各ユニットに2室（10 m<sup>2</sup>程度）
- ・脱衣室 入所者用の各浴室に隣接し、その中間に1室（10 m<sup>2</sup>程度）
- ・職員用浴室 施設全体で1室（8 m<sup>2</sup>程度、脱衣室込）

#### 便所

- ・入所者用は男女別とし、車椅子に対応するものとする。
- ・入所者用は各グループごとに2箇所配置する。
- ・居室は2人部屋または個室の別に関わらず、全室に1箇所配置する。
- ・職員用は男女別とし、事務室付近と各ユニット職員室付近に配置する。
- ・地域交流スペース付近に外来者用として身障者用多目的便所を配置する。

#### 医務室 施設全体で1室（30 m<sup>2</sup>程度）

- ・1のユニットの介護看護職員室付近に配置する。

#### 食堂及び機能訓練室 各グループに1室

- ・3 m<sup>2</sup>に各グループの入所定員を乗じて得た面積以上とする。

#### 廊下

- ・廊下幅は1.8m以上とする。ただし中廊下の幅は、2.7m以上とする。

#### 調理室

- ・厨房能力134食/回
- ・ドライ仕様とし清潔区域、非清潔区域の区分に配慮する。
- ・必要とする部屋は以下のとおり  
前室、検品室、食品庫、資材庫、下処理室、調理配膳室、洗浄室、下膳車置き場、栄養士室、休憩室、更衣室、湯沸室、便所、便所前室

#### 洗濯室 施設全体で1室（100 m<sup>2</sup>程度）

- ・洗濯室内に作業区域と区別して職員休憩室を配置する。

#### 汚物処理室

#### 洗面設備

倉庫（私物保管倉庫、業務用品倉庫、介護資材倉庫、災害備蓄倉庫、掃除用具倉庫）

#### 喫煙室 各ユニットに1室（4 m<sup>2</sup>程度）

#### リネン室 1室（20 m<sup>2</sup>程度）

書庫 1室 (16 m<sup>2</sup>程度)

家族宿泊室 施設全体で1室 (20 m<sup>2</sup>程度)

- ・家族宿泊室内にキッチン、浴室、便所を配置する。

宿直室 1室 (16 m<sup>2</sup>程度)

職員室

- ・事務室 1室 (80 m<sup>2</sup>程度)
- ・介護看護職員室 各ユニットに1室 (1室あたり 80 m<sup>2</sup>程度)
- ・訪問介護事務室 1室 (40 m<sup>2</sup>程度)

職員休憩室 各ユニットに1室

- ・職員室とは別に配置する。

職員更衣室 (男女別) 各ユニットに1室

応接室 事務室に隣接し配置する。(20 m<sup>2</sup>程度)

機械室

会議室 大1室 (180 m<sup>2</sup>程度)、小1室 (50 m<sup>2</sup>程度)

エントランス

- ・来客者と職員の出入り口を区別する。
- ・玄関前に庇を設け、荒天時の車の乗降に配慮する。
- ・風除室を配置する。

地域交流スペース 100 m<sup>2</sup>程度

その他必要と見込まれる部屋等

屋外 (公用車車庫6台分、屋外倉庫、洗濯干し場、屋外トイレ)

## 6 設備計画

エレベーター設備

小荷物専用昇降機

冷暖房設備

給排水設備

ナースコール設備

非常用自家発電設備

施設内LAN設備

防犯対策設備 (各出入口に暗証装置、防犯カメラ、110番非常通報装置)

避難設備 (特別避難階段含む)

消火設備その他の非常災害に際して必要な設備